

《講演録》 田尻稲次郎と堀之内松十郎

日 高 義 博
(専修大学理事長・学長)

* 本稿は、平成22年8月28日、ホテル別府パストラルにおいて開催された専修大学校友会大分県支部創設60周年記念大会における記念講演の内容である。原稿作成に際し、講演の録音を反訳し、加筆・修正をほどこした。

(目次)

- 一 はじめに
- 二 一篇の揮毫からの謎解き
- 三 堀之内松十郎の略歴
- 四 田尻稲次郎との接点
- 五 今村力三郎との接点
- 六 明治期の高等教育のうねりと専修学校の底力
- 七 おわりに

一 はじめに

(1) これから1時間ほど時間をいただき、お話をさせていただきます。今日の記念講演につきまして、「校友会大分県支部の創設60周年をお祝いして、テーマは何でもいいから話をしてください。」というお申し出がありました。何でもよいというのが、実はいちばん難しいですね(笑)。これまで九州では、熊本、長崎、宮崎で講演を致しましたが、いずれも幸い『学長講演録』に収録出来ました。大分において、支部創設60周年を祝う講演会で、後に残せないような講演をしたのでは申し開きが出来ないというプレッシャーがありました。いろいろ考えましたが、九州に関係のある話をすべきだろうということ、本日のテーマを選びました。時系列が少し複雑な問題や、法律の制度上の細かな問題などにも言及しなければならぬ事柄もありますので、手許用に作った時系列表を見ながら話さないと、何が何だか分からないことになりそうですが、なるべく簡略にポイントを絞ってお話をさせていただきますと思います。

(2) 田尻稲次郎先生の名前は、すでに皆さんも十分ご存じだと思います。

います。専修大学の4人の創立者の一人です。これについてどれだけ皆さんが情報をお持ちになるのか分かりませんが、おおよそのこととはご存じなので端折って話していいかと思えます。堀之内松十郎の名前（以下敬称を略します）については、ご来場のほとんどの方がご存じないのではないかと思います。私自身もこれまで未知の人でした。堀之内松十郎の名前を見つけ、調べ始めたのは数カ月前のことです。未知ではありませんでしたが、調べが進むにつれ、専修人として大きな功績を残した人だということが分かりました。専修大学のOBとして嬉しい発見でした。

堀之内松十郎は、大分県宇佐郡和間村大字蜷木の生まれです。和間^まとか蜷木^{になぎ}という地名がまず難しいですね。私も確信がないので、昨日泊まった湯布院のホテルのフロントの人にどう読むのか、現在もその地名が残っているのか尋ねたら、その人も詳しくは分からないといので、さっそく調べてくれました。現に和間村というのがあるということでした。大分の方でしたらどの辺りなのか、推測がつくと思えます。



堀之内十郎
（『堀之内翁の遺稿と略傳』より転載）

堀之内松十郎は、明治2年に和間村蜷木に生まれ、明治25年7月に専修学校を卒業しています。九州におい

て在野法曹として活躍した弁護士です。中津に法律事務所を開いて弁護士活動を行い、大分弁護士会副会長を務めると共に、大分県議会議員、中津町長の職にも就き、昭和10年に67歳で亡くなっています。こういう卒業生を資料で見つけたとき、すでに明治期に九州にすばらしい先輩がいるのではないかと、嬉しく思いました。よくぞ資料が残っていたと思えました。同じ九州の出身である田尻稻次郎先生と堀之内松十郎との繋がりを調べていくうちに、日本の学校制度や法曹育成システムの推移、それから専修学校のカリキュラムの特色などが分かってきました。この三つの問題の横軸と縦軸が錯綜しているので、短時間で説明するのは大変ですが、人物との交錯を何とか解き明かしてみたいと思います。

二 一篇の揮毫からの謎解き

(1) 堀之内松十郎の足跡が明るみに出た経緯を少し申し上げます。それは、田尻稻次郎先生の新たな1枚の書の発見からでした。横書きの「放而不逸」という揮毫です。これが見つかった背景には、専修大学が創立130年という節目の年を迎えていたことがあります。創立130年記念事業の関係で、4人の創立者に関するものを集めようとしていました。卒業生あるいは関係者から資料をいただきたい、あるいは発掘したりして、関係のあるものは何でもいから今のうちに集めようと躍起になっていました。時間の流れとともに、関係資料は集めにくくなります。散逸した資料も、まだ明治期の卒

業生をたどれば見つけ出せるのではないかと思っていました。そんな動きの中で、田尻稲次郎先生の揮毫から謎解きが始まりました。

今回の揮毫「放而不逸」の発見の前に、同じく田尻先生の「土魂商才」という揮毫が見つかっていました。その揮毫は、私が見つけたわけではなくて、専修大学の職員である松本佳之さんが見つけた。揮毫には「田尻稲次郎」という名は書かれていなかったのですが、普通は誰の書なのか分からないですね。田尻稲次郎先生の号は「北雷」と言います。北の雷と書きますが、これは田尻先生の服装がいつも粗末で汚かった。きたない、キタナイ、キタナリということでも「北雷」となったそうです。田尻先生の号には、こういう洒落が引っかけたことあるんですね（笑）。幸い松本さんは、「北雷」の号を知っていました。彼は、骨董屋で「北雷」の号が書いてある揮毫を見つけたことから、本物かどうか分からないけれど、ともかく買ってきて、大学に寄贈してくれました。持参して来た物を見ましたら、間違いなく田尻先生の真筆でした。押してあった三個の落款も間違いなく本物でした。この揮毫「土魂商才」は、表装をやり直し、いま神田校舎の理事長室に掛けてあります。

「土魂商才」というのは、専修大学にとって大学運営のポリシーだと思っています。「土魂商才」という言葉を最初に使ったのは渋沢栄一だと言われます。ちなみに、田尻先生の東京大学での教え子であり、本学の第2代学長の阪谷芳郎先生の奥様は渋沢栄一のお嬢さんです。田尻先生と渋沢栄一とは、経済・財政の分野においても

接点がありますので、田尻先生が「土魂商才」の言葉を使われていても不思議ではありません。ともかく、人の繋がりが渋沢栄一にも広がっていきます。

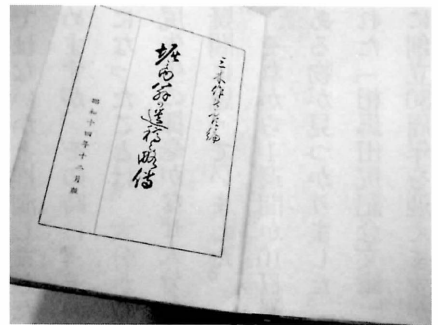
今回の発見も、今述べましたような、創立者たちの関係資料を集めようとする学内の熱気が功を奏したと思います。今回の揮毫「放而不逸」の発見は、大学史資料課の岩崎俊彦さんによるものです。岩崎さんが、たまたま「北雷」の号が書かれている揮毫を見つけ、落款がないので真筆か否か分からないけれど、ともかく購入したのだそうです。そして、理事長室に持ってきて、真筆のようにも思えるので、受け取っていただければ寄贈しますと、申し出てくれました。という岩崎さんも、かなりの目利きなのですが、田尻先生の独特の筆法を見慣れている私にも、落款はなくとも、すぐに真筆だと分かりました。落款がないのは、頼まれてその場でさりと書かれたのではないかと推測しました。「放而不逸」は、「放って逸せず」と読めますが、その時は、その出典が分かりませんでした。もともと気になったことは、大分から出されたものだったという点でした。田尻先生の揮毫がなぜ大分から出てきたのか、鹿児島ではないのかと、疑問に思っていました。

それから1週間か10日過ぎた頃でしたが、また田尻先生に関係のある物が見つかりました。それは、専修学校創立30周年の時に作られた「相馬田尻記念文庫」の記念絵葉書です。専修学校は明治43年に創立30周年を迎えますが、その時、相馬先生と田尻先生の還暦を

祝した相馬田尻記念文庫（落成は翌明治44年）が設けられました。この相馬田尻記念文庫は、残念ながら関東大震災で全て焼失してしまいました。現存していれば創立者たちの学問の系譜が手に取るように分かるのですが、返す返すも残念なことです。この記念絵葉書には、相馬、田尻両先生の写真と相馬田尻記念文庫の写真が載っています。記念絵葉書は、大学史資料課にも保存されていますが、何か記載があるかもしれないのでともかく手に入れました。これが、また大分から出た物でした。

なぜ次々に大分から出るのだろうか、専修学校と関係のあった人がいたのだろうか、謎を解きたくなりました。そこで、岩崎さんに、出所が分かるようであれば調べるように特命を出しました。幸い岩崎さんが関係者と話をすることが出来て、大分に専修学校の卒業生である堀之内松十郎さんの孫か、曾孫にあたる方がいらっしゃるかが分かりました。そして、その方と直接お話することが出来て、沢山の資料を大学に譲ってもらう事が出来ました。専修大学にとっては貴重な資料です。

資料は、ダンボール箱で20箱ほどありました。まだ全部調べていませんので、何が出てくるか分かりませんが、まず目に留まったのは、昭和14年12月に出版された『堀之内翁の遺稿と略傳』という本（本稿では以下「遺稿集」と略記）でした。それを読むことで、堀之内松十郎の略歴や業績、それにどういう人物でどのような人脈があったのかがほぼ分かりました。活字になっていることだけで、そ



『堀之内翁の遺稿と略傳』

の人の人生を全て量ることは難しい。実際にどういう人に出会い、どう接したのか、さらにはどのような境遇でどう生き抜いたのか、というようなことも掘り起こしていかないと、人の全体像は見えません。今日お話しするのは、私が目にした一握りの資料を基にしていますので、堀之内松十郎の人物の一端を垣間見るにすぎないと思いますが、明治期の専修人の生き方にスポットを当ててみたいと思います。

(2) 堀之内松十郎の資料を読んでいる中で、私が法律学者としての疑問に思った事が三つありました。疑問に思った謎を解きたくなるのが学者の性分です。今日は、その謎解きのプロセスをお話することに なります。

堀之内松十郎は、九州の在野法曹で、特に刑事弁護で著名な弁護士であったと、遺稿集にいろんな方が書かれています。私の専門分野は刑事法なので、おおよそのことは推測が付きませんが、専修大学の総長を務められた今村力三郎先生との接点が多分なかったのです。これが第一の謎でした。

専修学校の卒業生である今村力三郎先生は、幸徳秋水の大逆事件、さらに血盟団事件、神兵隊事件、五・一五事件など、歴史の教科書

を開くと必ず出てくる歴史上の有名な事件について、刑事弁護人として活躍された在野法曹の第一人者でありました。明治から大正、そして昭和の初期にわたり活躍した刑事弁護の第一人者です。今村先生の膨大な訴訟記録等の資料が専修大学には残されています。私は、専任講師として専修大学に戻ってきた時から今村訴訟記録を整理し、訴訟記録の刊行に携わってきました。膨大な資料を訴訟手続の流れに沿って整理し、編集していくのは大変な作業でした。その作業は、神田校舎に置かれている今村法律研究室の重要な仕事の一つに位置づけられ、今も続けられています。

今村先生の在野法曹としての業績や刑事弁護の内容などについて、長年にわたり調べていますので、私はかなり詳しい方だと思いますが、今村先生との接点が見つかりません。今村先生は著名な刑事弁護人なのに、堀之内松十郎の遺稿集の中に「今村力三郎」という名前がなぜか出てこないのです。

今村力三郎先生が卒業したのは明治21年9月です。堀之内松十郎の卒業は明治25年7月です。卒業年次に4年ほどの違いがあります。が、世代が変わるほどの違いではありません。当時は卒業生の数も少ないので、刑事事件の弁護活動をしていたら、「君は私の後輩じゃないか」という話になり、親交があるはずじゃなからうか。明治22〜23年の時代には、弁護人は1100人ぐらいしかいません。その頃、刑事弁護で著名だった人は本当にわずかですから、絶対に「今村力三郎」という名前が分かるはず。堀之内松十郎の遺稿集に

今村先生の名前がなぜ出て来ないのだろうか。20箱の段ボール箱を全部調べたら、なんらかの関係文書が見つかるのではないかとはいませんが、ともかく謎なのです。

遺稿集の中に、堀之内松十郎と親交のあった方々から寄せられた書が写真版で載っています。その中に花井卓蔵の書もあります。花井卓蔵の名前はご存じの方もいらっしゃると思いますが、広島の三原の出身で英吉利法律学校（中央大学）を明治21年に卒業し、弁護士として活躍した人です。今村力三郎先生と並ぶ、戦前の刑事弁護の第一人者です。その花井卓蔵の書があり、それから渋沢栄一の書があります。そして田尻稲次郎先生の、先ほどお話しした「放而不逸」と全く同一の書が写真版になっていました。これで、ようやく「放而不逸」の揮毫が大分から出てきた理由が分かりましたし、田尻稲次郎先生と堀之内松十郎との接点が見つかりました。

しかし、接点は見つかったものの、第二の謎が生じます。明治期の専修学校の法律科の看板教授は相馬永胤先生、目賀田種太郎先生です。とくに相馬永胤先生は校長ですので、遺稿集の中に相馬先生の書か文章があってもよいように思うのですが、相馬先生に関係するものがないのです。法律科の卒業生で在野法曹として活躍しているれば、相馬先生と何らかの音信があるはずではないか、という疑問が出てきます。田尻稲次郎先生は薩摩藩士ですから、同じ九州の出身ということで結び付きがあるのは分かりますが、在野法曹として活躍した卒業生が相馬永胤先生と親交がないというのは謎なのです。

こういう疑問を持ちながら、資料を読んでいたら、堀之内松十郎は、法律科ではなくて、理財科を卒業していることが分かりました。そこで、なぜ理財科から法曹への道が開けたのだろうかという疑問が出てきました。この点が第三の謎です。

(3) これら3つの謎を解くために、この1週間集中していろいろ調べました。疑問を持つと解き明かしたくなります。これが刑法理論の問題ですと、考えて寝られなくなることもあります。今回は楽しい謎解きです。事実から出発し、その事実の背景にあるものを探ろうとするのは、刑法学者の性でもあります。今回も同じような発想を持ちました。私の興味本位の話になるかもしれませんが、3つの謎をこれから解いていきたいと思えます。

三 堀之内松十郎の略歴

(1) まず、堀之内松十郎の略歴をお話したいと思います。先ほどお話したように明治2年、宇佐郡和間村大字蜷木に生まれています。当時の学問は漢学です。漢学を修得するため、地元の漢学者に教えを請い、秀でていたのです。明治17年に、16歳で村の小学校の教師をしています。そして、小学校令改正によって教員免許検定試験が施行されたことから、この試験に応じ19歳で合格し、20歳の時には小学校教員として千原小学校に、「チハラ」と読むのでしょうか、奉職しています。普通でしたら、そのまま小学校教員として学校の先生を続けていくことになるのだと思います。ところが、

が、そのまま終わらず、九州から東京に飛び出していくところが、人生の面白いところです。

(2) 堀之内松十郎は、明治23年には教職を辞し、貯えた給料をもとに東京に出て勉強をする決意をします。22歳での決断でした。明治24年には専修学校に入学しています。法律経済を勉強するために、専修学校の校外生になっているのです。これは、当時の学校制度の面白いところです。校外生制度（校外員制度）は、各地の向学心の高い青年に学問の機会を提供しようという員外生制度で、専修学校は明治20年1月からこの制度をスタートさせていました。いわば今日の通信教育制度の先駆をなすものです。堀之内松十郎は、上京したものの、正規の入学に必要な保証人を東京ですぐ見つけるということが困難であったことから、まずは働きながら校外生として入学し、講義録を入手して勉学に励んだのです。そして、なお面白いことは、あざやかな逆転劇を演じています。校外生として専修学校に入ったのが明治24年2月ですが、それから5カ月後の7月には編入試験を受け、トップの成績で3学年への編入を果たしています。

編入した先は、理財科です。理財科に入って、途中から法律を勉強しています。理財科では1番で卒業するだろうと、みんなに言われたそうですが、途中から法律の勉強が面白くなって、理財科の勉強に手を抜いたので、卒業試験は首席ではなく5番であったそうです。ともかく、通常は3年かかるものを1年で及第したのですから、この点だけでも秀才です。さらに、彼の凄さは、明治25年7月に理

財科を卒業した後、11月には代言人試験に合格し、明治26年2月に司法省より「代言人免許証」を下付されています。代言人というのは、現在の弁護士のことです。大分から上京して3年後には弁護士活動を始めていますので、その間の猛勉強は推して知るべしです。

ここまでの経歴について、皆さんの多くは、そういう道のりもあるんだと思われるでしょう。しかし、私は、正直言って、なぜそういう鮮やかな転身が可能だったのか不思議に思いました。日本の法曹養成の制度がどう推移してきたのかは、おおよそ知っているつもりでしたが、当初は推測がつきませんでした。当時の法曹養成システムを読み解かないと謎は解けません。この点については、後ほどお話し致します。

(3) 東京で弁護士活動を開始してから1年ちょっと過ぎた明治27年10月、堀之内松十郎は、両親の懇願により故郷の中津に帰ることにあります。26歳の時です。中津で法律事務所を開設し、弁護士としての活動を始めます。そして、刑事弁護士として活躍しますが、ここから先が単なる法律家に終わらないのが凄いとところです。弁護士活動を継続しながら、明治34年には、33歳の若さで中津町の町議会議員に当選しています。35歳の時には大分県の県議会議員になり、42歳で大分県の弁護士会副会長に就任しています。そして、46歳の時には中津町の町長に転身し、地方自治に関し多くの功績を残しています。中津町長は、大正3年12月から同6年1月まで、さらに大

正14年から昭和3年まで務めています。

その間に成し遂げた仕事には光るものがあります。まず中津商業学校（大正5年認可）の設置があります。これは、町村の自治体が甲種商業高等学校を設置するというもので、当時としては珍しいものです。その後、中津商業学校は、昭和6年に大分県に移管されることとなります。さらに、中津市の上水道の敷設、中津公会堂の設置、和田奨学金の設定など、さまざまな公共事業を推進しています。さらにまた、日本鉱泉株式会社も設立しており、弁護士業務に止まらず、政治、行政、経営などにも携わっているのは、驚きです。こういう卒業生が大分にいたんです。

(4) 地方においてこれだけの社会貢献をした卒業生がいるのに、大学史の記録の中で今まであまり光が当てられていません。私の見落としてもかもしれませんが、大学の資料に見かけないの不思議に思えます。さらに、今村力三郎先生との接点も、相馬永胤先生との接点もよく分らないのです。今回入手した段ボール20箱を整理すれば分かるかもしれませんが、現時点で私なりに謎解きをしてみました。その前に、まず田尻稲次郎先生との接点を考えてみることにします。

四 田尻稲次郎との接点

(1) 田尻稲次郎先生については多くの方がご存じでしょう。田尻先生は、嘉永3年（1850年）に薩摩藩の京都上屋敷で生まれ、その後6歳の時に鹿児島に帰り、薩英戦争も目の当たりにされてい

ます。16歳の時に薩摩藩の開成所英語科に入学し、その後、江戸に出られた。まず福沢諭吉の慶応義塾に入門されたが、自分の考えに合わないとして開成所（その後、大学南校）に入学された。しかし、海防が国の急務であるとして開成所を退き、明治3年に新政府の海軍兵学寮に入学されたが、今度は、「今や開国進取の時運に向ふ、世界各国を律する條規に万国公法あり、国内を治むるも亦皆法律に依らざるべからず」として、大転換をされ、海軍兵学寮を退学して大学南校に復帰された。さらには、明治3年12月には、太政官の命により「国民法法課勤学」として米国に派遣された。そして明治4年春に横浜より出航し、アメリカに渡って、明治12年まで滞在し、経済学・財政学を修得されました。

(2) 田尻先生の面白いところは、状況判断に優れ、スイッチの切り替えが極めて早いことです。最初は、法律を勉強するつもりで渡米されました。当時の留学生の多くが近代の法律学、法制度、それに兵制の修得に取り組んでいた。田尻先生も当初の目的は法律学の修得でありましたが、途中で方向転換をされています。米国から日本の国情をながめ、日本の最大の急務は「貨幣制度の樹立、租税其他収入組織の制定、財政の整頓等、寧ろ経済財政の点に在る」として、「経済財政の学を以て終生国家の爲めに尽さざる可らず」と決意されたのであります。この方向転換がなかったら、わが国における経済学・財政学の進展は大きく遅れたことでしょうし、帰国後に立ち上げられた専修学校の特色、つまり法律と経済の2つの学

問領域を教授するという特色は出てこなかったでありましょう。田尻先生がイェール大学で経済学、財政学を勉強し、さらにイェール大学院に進まれて研究を深められたのは、日本の国情を外国から客観的に直視した上での大転換だったのです。

(3) このように説明しますと順調な歩みのように思われるかもしれませんが、志を貫徹する上での波乱万丈の生き方が横たわっています。逆境に立った時の身の処し方が人としての価値を決めると思います。このあたりの九州の人の生き方は面白いところです。田尻先生は、太政官の命によって米国に派遣されたのですが、明治4年に文部省が設置され、留学生のことは文部省の所管するところとなり、文部省が明治6年以前に太政官より派遣されていたすべての留学生を召還することにしたことから、帰国命令が出ます。つまり、太政官の命による留学生は学業の進捗状況にかかわらず全て引き揚げろということなのですが、その背景には、西南戦争が勃発する前で、国の財政状況が逼迫してきたということがあったと言われています。これに対して、田尻先生は、いま帰国したのでは学業が中途半端になり、志したものが全部なくなってしまおうというので、帰国命令を無視し米国に留まってしまいます。しかし、国の支援なしに生活しなければなりません、財政的な裏付けなくして勉学することは非常に困難です。幸いなことに、田尻先生の学才を惜しみ、学問に対する熱意に共感したケプロン校長が経済的な支援をします。支援したケプロン校長はその後病死されますが、ケプロン校長の属し

ていた教会の人々が寄付を募り支援を継続します。田尻先生は、イエール大学及び大学院まで進んで経済財政の先端の学問を修得し、帰国します。帰国する際、惜しめない支援を続けてくれた教会の関係者に心情溢れる別れの挨拶をされていますが、その場面は、専修大学創立130周年記念映画『学校をつくろう―そのとき、若者たちは未来を見た―』の中でも描かれています。是非見ていただきたい。

(4) 帰国された田尻先生は、日本の経済・財政の分野において、官界および学界で活躍されました。田尻先生の強みは、法律学の素養が根っこにあって、経済・財政の実務と研究の二足の草鞋を履かれていたことにあります。この点は、明治維新後、日本で出された最初の法学博士の学位を取得されていることから分かります。明治20年に学位令が出され、明治21年に最初の法学博士号が5人に授与されています。箕作麟祥、鳩山和夫、穂積陳重、菊池武夫、田尻稲次郎の5人です。箕作麟祥という名前は、法律家ならず分かりますが、権利、義務、憲法など法律の専門用語を日本語に翻訳し、法典編纂に携わった法学者です。啓蒙思想家としても著名です。和仏法律学校（法政大学）の初代学長も務めています。鳩山和夫は、鳩山由紀夫前総理大臣の曾祖父ですが、専修学校の創立にも深く関わった人です。東京専門学校（早稲田大学）の校長も務めています。穂積陳重は、法学を勉強している者は誰でも知っている法律学の第一人者です。菊池武夫は、英吉利法律学校（中央大学）の創立に関わり、中央大学の初代学長になった人です。そして、専修学校の

田尻稲次郎です。

堀之内松十郎が大分から東京に出てきたのが明治23年です。その頃すでに堀之内松十郎は、九州出身の田尻先生の名前を知っていて、人物に憧れ専修学校の門を叩いたと思われる。遺稿集に載せられている小野精一「堀之内松十郎翁を弔ふ」という一文の中に「明治二十三年、年二十一、志を立て隻手空拳、上京して当時田尻博士の設立してゐた専修大学に入学した。」という記述があります。この一文からも田尻先生との接点がうかがわれます。また、田尻先生伝記及遺稿編纂会が昭和8年に『北雷田尻先生傳上巻、下巻』を発売していますが、同書に収録されている「編纂会寄附者芳名」の中に「堀之内松十郎」の名前が記載されています。今後、田尻先生との繋がりが具体的に分かってくることを期待しているところです。

(5) 堀之内松十郎が書き残したものに、法律と経済の両方を勉強しなければならぬ、両方を理解して初めて物事を処理する上での舵を取ることが出来る、というような記述が見られますが、このことは田尻先生の影響のように思われます。田尻先生は、法律学から経済・財政学へと学問を進展させられ、堀之内松十郎は、経済・財政学から法律学へと学びを進めたというのは、順番は違うけれど、両方を勉強しているという共通項があります。このことは、実は、専修学校の教育上の特色でもあったのです。

田尻先生は専修学校の看板教授であるとともに、東京大学や一橋大学などでも教鞭を執られました。田尻先生の財政学を聴いて、そ

の後研究者になった方も多いと思います。専修学校は、向学心のあ
る地方の若者や夢を持って苦学している若者を引きつける魅力があっ
たのです。田尻先生が質実剛健を信条として生活され、時間がなけ
れば日曜日にも講義をされ、「学問に休日はない」と言われていた
ことを考えると、誠に魅力的です。

次に、今村力三郎先生との接点はどうなのか、考えてみたいと思
います。

五 今村力三郎との接点

(1) 今村力三郎先生については、戦後、専修大学が新制大学に移
行するときに、総長として大学の建て直しをなされたことは、皆さ
んよくご存じだと思いますが、専修学校時代の今村先生については、
あまりご存じないと思います。今村先生は、慶応2年（1866年）
に長野の伊那郡飯田でお生まれになりました。専修学校には、明治
19年3月に入学し、在学中の明治21年7月に代言人試験に合格し、
明治21年9月に法律科を首席で卒業されました。今村先生が卒業さ
れる時、校長であった相馬永胤先生との逸話があります。この逸話
は、今村先生が著書『法廷五十年』の中に書かれています。今村先
生が回顧して書かれていますので本当だと思えます。

当時、専修学校を首席で卒業した者には15円、次席の者には10円
の賞与を与える、ご褒美の制度があったそうです。そこで今村先生
は、友人の川上という学生と二人で相馬永胤先生の自宅を訪れ、褒

美の前借りを申し入れたというのです。今村先生は友人の川上さん
に、「私と君が1番、2番だろうから、相馬先生に直談判してご褒
美を前借りして、どこか遊びに行こうではないか。」と話されたた
ころ、それは面白いということで、相馬先生に会って、今村先生が
「私が1番で川上が2番だと思えます。どうせ頂くなら卒業式の前
に頂戴致したいのですが。」と申し向けたのです（笑）。相馬先生は
笑いながら、「褒美の前借りはおかしいが、君たちに決まれば前に
あげてもよい。」と答えられたというのです。学生も相馬先生も豪
気ですね。相馬先生と学生が精神的に強い絆で結ばれていなければ、
成り立たない話です。今村先生と川上さんは、卒業式の前にご褒美
の25円を頂戴し、いまでいう卒業旅行に出かけたという逸話ですが、
創立者たちと学生の絆の強さは、今村先生が戦後に自分の財産を全
て投げ打って専修大学の再建に取り組まれたことから分かります。

(2) 私は法学部を首席で卒業しましたが、残念ながら賞与
はありませんでした（笑）。川島賞のメダルもまだありませんでし
た。昭和45年3月、川島正次郎先生は日本武道館の卒業式で最後の
スピーチをされましたが、そのスピーチを聞いて私は卒業しました。
首席は壇上で学長から直接卒業証書を授与され榮譽を受けるという
シンプルなものとは違って、明治期の卒業式の間人模様は面白いで
すね。苦学していても、精神的な余裕を失っていないところが凄
いと思います。

明治期の専修学校の学生の多くは苦学生です。教壇に立つ先生も

ほとんど無給です。教授する方も教わる方も、自由になる時間は日が沈んでからであり、昼間は生計を立てなければならぬ。今村先生は、判事の書生をしながら勉強し、堀之内松十郎も商店の簿記の仕事をしながら勉強している。しかし、志があり夢があり、精神的に余裕がある。精神的なバネがあるのです。

『武士道』を書いた新渡戸稲造という人がいます。新渡戸稲造は、田尻先生の財政学の講義を東大で聴いています。その新渡戸稲造が学問をするには、体力とお金と時間の三つが揃う必要があると言っています。勉強するには時間が要ります。勉強している時間は仕事というものは何もしないわけです。頭で考えている時間は、じっとして考えているだけです。しかし、生きていくために、食べなければいけません。私も貧乏学生でしたので、食うや食わずの生活で、多くの人に食べさせてもらいました。稼げなかったので食わせてもらったのですが(笑)。どこかで、勉強する自由な時間を確保するためのお金を得なければ餓死してしまいます。こういうギリギリのところ学問するには、志が必要です。このことは、明治期の学生には顕著に見て取れますが、今日でもなお真理だと思っています。

(3) 今村先生は法律科を極めて優秀な成績で卒業され、卒業後すぐに弁護活動をされています。明治22年、24歳の若さで刑事弁護の法廷に立たれています。堀之内松十郎は、明治25年7月に卒業し、26年5月に東京地方裁判所検事局で弁護士名簿登録を行い弁護活動に入っています。両者の卒業年度も弁護活動開始も4年の違いがあ

ります。堀之内松十郎の東京での弁護活動は約1年半であり、この間、今村先生との接点はあったかもしれませんが。今村先生は、その後短期間ですが長野で判事をされており、堀之内松十郎は大分に帰ったことを考えると、交流のチャンスはあまりなかったとも思われますが、未だ判然としません。実は、今村先生の膨大な訴訟記録は大学に残されているのですが、今村先生の正確な年譜が出来上がっていません。さらに、残された私信の整理が終わっていないのです。この作業が進めば、今回の謎は簡単に解けたかもしれません。

ただ、花井卓蔵と堀之内松十郎との接点はありますから、花井卓蔵から今村力三郎先生の話が聞かれた可能性は高いと思います。今村先生と花井卓蔵は、著名な刑事事件の弁護を一緒に担当されていますので、可能性があります。また、江木衷は、専修学校で刑法の講義を担当し、学生時代から今村先生をよく知っています。江木衷は、ドイツ刑法とくにベルナーの刑法理論に傾注していましたが、フランス刑法を継承した旧刑法がその後ドイツ刑法を継承した現行刑法に替わることを考えると、学生に大きなインパクトを与えていたと思います。今村先生の刑罰論にも江木衷の影響があると思っています。堀之内松十郎は、その江木衷とある刑事事件について一緒に弁護活動を行っているのですから、「今村力三郎を知っているか。」というような話になってもおかしくありません。堀之内松十郎は、九州の刑事事件を数多く手がけ、かつ行政や政治の分野で大きな功績を残しているのですが、当時は今日のような情報化社会ではありま

せんので、その発信が東京までは届き難かったのではないかと推測されます。これからダンボール箱の資料等を手がかりに、いろんな接点を調べてみたいと思います。

六 明治期の高等教育のうねりと専修学校の底力

(1) 先ほど今村先生は代言人試験を法律科在学中に受験し、堀之内松十郎は、理財科を卒業して代言人試験を受けたという話をしました。この当時は、法曹養成のシステムがめまぐるしく変化した時代です。法曹養成に関わっていた専修学校が時代の変化の中でどう動くをしたのかを調べますと、私学としての専修学校の底力を感じます。

専修大学の歴史を時間的に逆にお話します。専修大学は、第二次世界大戦後に新制大学としてスタートしました。この会場にいらっしゃるほとんどの方が新制大学になってからの卒業生だと思いますが、80歳代の方で旧制大学時代の卒業生の方もいらっしゃるかもしれません。戦前は、旧制大学です。これは、大正7年の大学令に基づくのですが、専修大学が旧制大学に移行したのは、大正11年です。大学令が出てから4年後であり、五大法律学校の中では最後の申請でした。これについては、旧制大学に移行する際の補助金の交付を受けていないという痩せ我慢を始め、いろんなドラマがあります。今日はパスします。旧制大学の前は、専門学校令による専修学校の時代です。専門学校令は、明治36年に出されています。

途中から専門学校令のもとでも「大学」という名称が使えるようになり、「専修大学」に名称変更がなされています。専修学校が創立されたのは明治13年9月ですが、この学校開設の根拠法令は明治12年9月の教育令です。

教育令が出された次の年に専修学校が創立されていますが、創立者たちは留学から帰国して時間をおくことなく学校を立ち上げたことが分かります。しかも、日本語で法律と経済を教える最初の高等教育機関の立ち上げでした。法曹養成のシステムがまだ整備されておらず、かつ法制度も完備していない状況下で、先行して実務家の養成を企図して教育を開始したのです。したがって、国の法曹養成のシステムが動いてくると、様々な制約を受けることになります。

今村力三郎先生や堀之内松十郎が専修学校で勉強した時代は、法曹養成のシステムが小刻みに変動した時代です。堀之内松十郎が理財科から代言人試験にパスしたのも、時代背景を考えれば、それほど不思議なことではありません。この点は、後でお話します。後追いであった国の高等教育制度および法曹養成制度の変動の中で、様々な制約を受けながらも、今日まで創立者たちの思いを維持しつつ、市民の目線からの高等教育を続けてきた専修大学の底力を認識すべきであります。

(2) 日本の法制度を考える場合に、国の基本法が重要ですが、皆さん、明治憲法(大日本帝国憲法)は何年ぐらいい出来たのかご存じでしょうか。専修学校の創立より早いのか、遅いか。実は、専修学

校より遅いのです。専修学校が創立された明治13年には、旧刑法が公布されています。民法や商法も制定されていません。そういう段階で、専修学校では法曹教育を行おうとするのですから、もの凄いいことです。今村先生が代言人試験に合格されたのが明治21年ですから、まだその時は明治憲法は存在しません。明治憲法は、翌年の明治22年になってようやく公布されました。明治23年には裁判所構成法が制定されますが、これによって治罪法をベースにした裁判の構成や組織が定まります。裁判官、検察官、弁護人の三者で裁判を動かしますが、現在の刑事手続の基本である当事者主義とは大きく異なっています。予審の制度がありましたし、弁護人は検事局に登録することになっていました。明治26年には、弁護士法が公布され、その時から「代言人」という言葉がなくなって、「弁護士」という名称になりました。堀之内松十郎は、明治25年に代言人試験に合格していますが、代言人規則のもとでの試験としては、最後の試験であったこととなります。検事、判事については、別途、検事判事登用試験がありました。この頃には法制度がかなり整ってきておりますので、法学教育の内容にも変化があったものと推測されます。

(3) 少し時間を戻して、試験制度の説明をしておきたいと思えます。専修学校が明治13年に創立されましたが、第1回の卒業式が明治14年7月に行われ、初めての卒業生を世に送り出しました。初期の卒業生は、法律学校卒業ということ代代言人、判事等の法曹への道が開けていましたが、明治19年頃から法律学校に対する国の統制

が厳しくなります。これは、司法システムや国の高等教育システムが整備が進み、私学教育を管轄下に置く動きが出てきたことにより、明治19年には、帝国大学の発足に伴い、「私立法律学校監督条規」が制定され、五大法律学校の優等卒業生を判事へ無試験登用するということを認める一方、五大法律学校を帝大総長の監督下に置きました。さらに、明治20年に文官試験の登用制度を設けた関係から、明治21年には先の監督条規を「特別認可学校規則」に変更し、専修学校ほか6校を「特別認可学校」にしたのです。これにより、専修学校では無試験で判事に任官する道はなくなり、高等文官試験の受験資格が付与されるだけになりました。帝国大学と法律学校とは、任用の面において落差が設けられたのです。つまり、帝国大学の場合は、卒業すると判事補として任用されるのに対して、五大法律学校にあっては、判事検事登用試験の受験資格が与えられるだけなので、登用試験を受けることから始めなければならないのです。受験資格の制限は、今の法科大学院みたくありません。法科大学院を修了しないと、司法試験の受験資格を取得出来ないのですが、今の時代は全国一律ですから出発点は同じです。こういう明治初期の試験制度の揺れの中で、今村先生や堀之内松十郎は、代言人試験を受けて在野法曹の道に進まれたのです。

明治21年の特別認可学校規則が出来た背景には、高等文官試験の制度が設けられたことがあることを述べましたが、この点について、もう少し詳しくお話ししてみたいと思います。司法官と行政官の両

方を採用するために高等文官試験が設けられました。その受験資格を付与する「特別認可学校」が7校指定されましたが、専修学校はその中に入っています。ハードルはあっても、司法官だけでなく行政官への道も開かれたことになりましたが、特別認可学校規則によって授業科目の展開に規制がかかります。法律科目の中に制定法が入っているのは当然としても、財政学、理財学、統計学などが組み込まれていました。そこで、明治21年6月から、それまでの経済科を

「理財科」に名称変更し、明治22年9月には政治科を設けています。理財科は、志願者を増やし、その後専修学校を引っ張っていきませんが、政治科は志願者が集まらず、明治24年6月に閉じています。また、看板学科であった法律科も、国の文官採用数が激減していくことや私学からの司法官合格者が激減したこともあって、明治26年には募集停止となりました。法律科の復活は、昭和4年まで待たなければならなかったのです。専修学校は、本当に実力のある学生しか卒業させなかったので、優秀な人材を輩出した反面、卒業生の数が少ない。法律科の明治26年までの卒業生のうち法曹関係の職に就いたのは40人前後だと思えます。そのうち弁護士の数が最も多いのです。このような激動期において、もし専修学校が法律科だけでスタートしていたら、おそらく今日の専修大学まで樺は繋がっていません。経済科が併設されていたことは、ここでも大きな意味を持ったと言えます。経済科を理財科に名称変更し、活路を見出した背景には、経済・財政学のトップランナーとして田尻稲次

郎先生がいて、かつ実務上も大蔵省や会計検査院の院長として活躍されているのが目に見え、相馬永胤先生は法律家であるとともに横浜正金銀行の頭取として、財界でも活躍されている姿が光っていたのが大きいように思います。

(4) 堀之内松十郎が専修学校に入学した時には、すでに経済科は「理財科」に名称変更されています。しかも、まだ法律科と理財科の2学科編成が維持されていました。この時期の理財科の授業科目の中には法律科目も組み込まれています。民法も商法も講義科目の中にあります。しかも、当時すでに講義用の教科書が作製されていますので、理財科の学生でも校外生でも法律科目の教科書を手にして勉強出来る状態になりました。したがって、堀之内松十郎が理財科にあって法律の勉強が出来たのは不思議なことではありません。ただ代言人試験の科目には、実体法だけでなく刑事訴訟法や民事訴訟法などもあるので、理財科から受験するには、法的思考に向いていて、かつ勉強なくしては不可能だったと思います。

この点、遺稿集に収められている堀之内松十郎の自伝に、専修学校に入学する際に考えたことの一文があり、それを読むと学問に対する視野が広く、すでに自己の考え方を持っていたことが分かります。なるほどと思えました。その文言というのは、「専修学校に入学と決定したるものの、偕て学校の模様を能く視察する時は、甚だ不完全の学科にして到底立身出世の立脚地たるべしとは信ぜられざりき。予は専修学校のみならず、凡て私立にて教授する法律経済等の学校

即ち所謂五大法律学校なるものに就ては、予は凡そ斯く観じたるなり。何故なれば此等の学校は、重に西洋学者の学説を通弁的に教授するに止まり、進んで其原理を攻究するに適當の便宜あらざればなり。」というものです。すでに入学前に学問の出発点に分かっている人だったのです。

「立身出世の立脚地たるべきとは信じられない」というのは、五大法律学校がすでに特別認可学校になってしまっているからでしょう。私学は、官僚養成機関としては切り離されていたのです。また、「西洋学者の学説を通弁的に教授しているに止まっている」というのは、入学前に講義録だけを読んだ印象ではないかと思えます。法的思考の組み立て方は、文字だけでは教授し難いものです。教壇に立った教師と学生が議論することで身に付くものなのですが、恐らく、入学後の印象は違ったものになったと思います。

江木衷は、専修学校の法律科でも教壇に立っていましたが、今村力三郎先生の学生時代の回顧にこういう話があります。学生である今村先生が江木衷先生の下宿に尋ねて行ったとき、江木先生は、ドイツ語のベルナーの刑法教科書を一生懸命翻訳されていたのだそうですが、そんな中、今村先生が江木先生に、「先生、まだ卒業年次が来てないのですが、代言人試験を受けて大丈夫でしょうか。」と尋ねたら、「君が受からなくて誰が受かるんだ。」と言われたという話です。先生と学生との繋がりが強く、一人一人の勉学の程度を掌握していないと、即座に返ってこない言葉です。しかも、当時はフ

ランス刑法の影響が濃厚な時期ですので、ベルナーのドイツ刑法理論はまだマイナーな時代です。法律科での授業が通弁的であるというのは、学外からの法律学に対する一般的な印象だったのでないでしょうか。

七 おわりに

大分で九州の法曹界を支え、特に刑事弁護で活躍した明治期の卒業生を、専修大学創立130年を機に見出すことが出来たことは、大変嬉しいことでもあります。代言人試験に合格して東京で弁護活動を始めたものの、母親の病気の関係だと思えますが、両親に懇願されて故郷の中津に帰ったというのは、自分の夢が花開こうとする間際のスイッチの切り替えです。やはりたいへんな決断だったと思います。一度故郷を飛び出して、自分の人生を賭けて勉学し、いわば法曹として華やかに活躍出来る場に立ったのですから、東京を離れることは大きな決断です。

私は大学2年の時に研究者になる決断をしましたが、その時は故郷の宮崎を捨てる覚悟をしました。大分県と宮崎県の県境に宗太郎峠がありますね。日豊線の宗太郎峠の駅の付近までくると、汽車の窓から、谷底を走っている宮崎交通のバスが見えるのですね。専修大学に入学した時は検事になるつもりでしたが、大学2年の時に方向転換をして刑法の研究者になろうと決意しました。研究者になると、もう宮崎に帰ることはないと思えました。宮崎には刑法学者の

活躍の場はない、東京に留まることになるだろうと思いました。宗太郎峠の駅の付近から宮崎交通のバスを見ながら、「ああ、いよいよ故郷を捨てるのか。もう帰ってくることはないな。」と思ったものです。しかし、もう還暦を過ぎましたが、未だに故郷は恋しいところです。

堀之内松十郎は、短歌をたくさん残しています。短歌を作るのが趣味の一つだったのでしょう。残された短歌の中に、大分に帰ることを決断したときに詠んだ歌ではないかと思うものがあります。それは、次のようなものです。

「心なき 草さへ木さへ 喜びて 迎へ顔なり 里に帰れば」
こういう短歌です。苦学の地東京を去って、故郷中津の地に戻った自分は、これからこの地で花を咲かせようと決断した後の、心の明るさがこの歌になっているのではないだろうか。

これに対して、私の今の心境は、我が故郷の歌人である若山牧水の心境ですね。

「白鳥は かなしからずや 空の青

海のをにも 染まずただよふ」

この短歌の白鳥のごとく、着地点がないところを彷徨っているのが今の私でありませけれども、九州に來ると何故か心が明るくなります。大分で講演出来ましたことは、私にとって嬉しいことでありました。

【追記】

* 「放而不逸」の文言については、田尻稲次郎著『簡易生活』（初版・大正6年4月、3版・同5月）96頁の「凡そ理世の要は不染不離、放而不逸の間、湛然常住、真俗雙融、圓妙香通と云ふ辺にある」というところの文意から來ているものと思われる。田尻先生は、成功に必要な性質として、①弁別力があること、②程よいこと、③確実であること、④判断力があること、⑤沈毅冷静であること、⑥忠実留意であること、⑦理想に趨ぬこと、⑧記憶力があること、⑨適用力があること、の九つを挙げられている。先に引用した「放而不逸の間」という件は、沈毅冷静であることの中で説明されている。心を放って常軌を逸しないという状態にあることは、沈着冷静で剛毅でなければ出来ないことである。この文言には、武道の心構えが埋め込まれているように感じる。居合道で言うならば、気を丹田に静めて、心を自在に放ち、いかなる攻撃にも柔軟に対応しうる状況に身を置いている、というようなことになろうか。田尻先生は居合もなされたので、通じるものがある。

* 講演を聞いた卒業生の安部洋一さん（昭和59年経済学部卒）は、大分在であることから、その後、堀之内松十郎についての資料を捜して、理事長室に送付してくれました。阿部さんの調べにより、『大分県人名辞書』（大正6年）および『下毛郡史』（大正元年）にも堀之内松十郎の記載があること、また、大分県立図書館にも『堀之内翁の遺稿と略傳』が所蔵されていることが分かりました。少し

ずつ資料が明るみに出てくることを嬉しく思いました。

【参考文献】

- ・三木作次郎編『堀之内翁の遺稿と略傳』
(昭和14年、非売品)
- ・田尻先生傳記及遺稿編纂會編『北雷田尻先生傳上卷、下卷』
(昭和8年)
- ・田尻稲次郎『經濟大意』(初版・明治30年、11版・大正2年)
- ・田尻稲次郎『簡易生活』(初版・大正6年)
- ・故阪谷子爵記念事業會編『阪谷芳郎傳』(昭和26年)
- ・専修大学今村法律研究室編『今村力三郎「法廷五十年」』
(平成5年)
- ・専修大学の歴史編集委員會編『専修大学の歴史』(平成21年)

など